

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、翌日)

目次

- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
健康保険法による保険医の登録
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良法による換地計画の適否の決定
急傾斜地崩壊危険区域の指定
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇公 告 昭和四十七年度宅地建物取引主任者資格試験の実施
- ◇正 誤 昭和四十七年八月十一日付鳥取県公報第四千三百六十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥 取 産 院	鳥取市吉方温泉町 一丁目六五四	昭和四十七年八月二十四日
増 栄 内 科 医 院	米子市旗ヶ崎二区 四二九	十七日
吉田一陽堂 若桜橋薬局	鳥取市戒町四一三	十八日
林 兼 太 郎 薬 局	川端四丁目九三	"
有限会社 五蔵 円 薬 局	二階町二丁目 三四	"
廣田セイセイ堂薬局	西品治六九四	"
佐々木薬局	瓦町二二五	"
立 岩 薬 局	吉方一区八二五	"
有限会社 加藤 薬 局	弥生町二〇一	"
山 本 薬 局	行徳四一三	"
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字押平 二二四の一	十五日
岸田歯科医院	倉吉市東町 三五一の二	二十一日

三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨	二日
潮 医 院	西伯郡会見町天万 六三八	十六日

鳥取県告示第六百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
周 防 武 昭	鳥医第一、七〇九号	昭和四十七年八月十六日
田 村 英 明	一、七二〇号	〃
鈴 木 正 典	一、七二一号	〃
赤 穂 保	一、七二二号	〃
明 石 宜 博	一、七二三号	〃
日 野 理 彦	一、七二四号	〃
加 藤 哲 巨	一、七二五号	〃

鳥取県告示第六百九号

昭和四十七年七月十九日付で関金町長から申請のあつた土地改良（中代々地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月六日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

関金町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十号

昭和四十七年三月三十日付で北条町長から申請のあつた北条町北条地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第六百一十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 網代急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号
岩美郡 岩美町 網代 大網代 一一八一二三 一号

二 田後急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱九号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と九号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号
岩美郡 岩美町 田後 向山北側 六二一二 一号

東屋敷 七六 二号

八四 三号

九八 四号

一〇三 五号

一〇五 六号

向山 一四七一二 七号

網代坂 二八三 二号

二八五二三 三号

大網代南側 二八九 四号及び

二九二 五号

二九三 六号

二九九 七号

大網代 五八 八号から

四一 十号まで

一一八一九 十一号

一一八一二八 十二号

一四七一二 十三号

一四七一二 十四号

三 久志急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
八頭郡	智頭町	智頭	横瀬	二、一四八	一号
"	"	"	榑谷口	二、二〇〇―二	二号
"	"	"	榑谷口	四〇	三号
"	"	"	和田谷	四四	四号
"	"	智頭	榑谷口	二、二二五	五号
"	"	"	久志谷下平	二、六〇一―二	六号
"	"	"	"	二六〇一―二四	七号

四 若宮急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

五 宇野急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱五号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
東伯郡	羽合町	宇野	石脇	七五四	一号
"	"	"	"	七三九	二号
"	"	"	"	八一四―二	三号
"	"	"	"	五六九	四号
"	"	"	"	七三五―二	五号

六 梅田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
東伯郡	赤碓町	梅田	家の上	三五五	一号
"	"	"	"	三五五	二号

三、三九三ノ三地先農道の一部、五〇五ノ三・五〇六ノ二・五〇七ノ二・五〇八ノ二・五〇九ノ二・五一一ノ二・五一ノ二・五一二ノ二・五一三ノ二・五一四ノ二・五一五ノ二・五一六ノ二・五一七ノ二・五一八ノ二・五一九ノ二・五二〇ノ二・五二一ノ二・五二二・五二三・五二四・五二五ノ二・五二六ノ二・五二七ノ四地先農道、三九三ノ三地先水路、二七一ノ一・二七七ノ一・二七八ノ一地先水路の一部、二八三ノ一・二八三ノ二地先水路、四五ノ一地先水路の一部、四五二ノ一・四五二ノ二・四五三ノ二・四五四ノ二・四五四ノ四・四五九・四六〇・四六一ノ一・四六二ノ二・四六三ノ二・四六四ノ二・四六五ノ二・四六六ノ二・四六七から四七七まで地先水路

公 出

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和47年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和47年9月5日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

2 受験申込手続

(1) 申込受付期間

昭和47年9月25日から昭和47年10月12日まで

(2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

イ 提出書類

ウ 受験申込書

エ 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書、検定合格証明書又は宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有することを証明する書類等）

オ 写真1枚（申込前3箇月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺

を証明する書類等）

カ 写真1枚（申込前3箇月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺

00937

型のもの)

- (ア) 返信用切手をはり、あて先を明記した封筒
- (3) 受験手数料
申込書の所定欄に受験手数料として1000円の鳥取県収入証紙を必ずはること。この場合、消印しないこと。

3 試験の期日、場所及び携行品

- (1) 試験期日
昭和47年11月12日(日曜日) 13時から15時まで
- (2) 試験の場所
鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

(3) 携行品

- ア 受験票
- イ 鉛筆、小刀、消ゴム等筆記用具
- ウ 関係法令集(書込みのあるもの、解説付のもの及び参考書を除く。)は、試験場へ持込みができる。

4 試験の内容及び方法

宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行う。

5 合格者の発表

昭和47年12月上旬に鳥取県公報に公告するほか、合格者に通知する。

6 その他

- (1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、10月30日頃までに申込者に送付する。
- (2) 受験申込後に住所、その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。

- (3) 受験票のない者は、受験できない。
- (4) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

正 誤

昭和四十七年八月十一日付鳥取県公報第四千三百六十六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	誤	行	誤	正
一	ト	十六	石砂	石破